

## 東京医療保健大学大学院千葉看護学研究科教授会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則第33条の規定に基づき、東京医療保健大学大学院千葉看護学研究科教授会（以下「千葉看護学研究科教授会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 千葉看護学研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、及び課程の修了。
- (2) 学位の授与。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、千葉看護学研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 千葉看護学研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (組 織)

第3条 千葉看護学研究科教授会は、研究科担当の全専任教員をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

- 2 千葉看護学研究科教授会には前項に定めるほか研究科担当の教員を加えることができる。
- 3 千葉看護学研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 4 研究科長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。
- 5 千葉看護学研究科教授会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した構成員の過半数をもって決するものとする。
- 6 議長が必要と認めるときは、千葉看護学研究科教授会の構成員以外の者を出席させ、その意見を聴取することができる。

### (招 集)

第4条 千葉看護学研究科教授会は、研究科長が招集する。

- 2 研究科長は、千葉看護学研究科教授会構成員の3分の1以上から請求のあった場合には、速やかに千葉看護学研究科教授会を招集しなければならない。

### (専門委員会)

第5条 千葉看護学研究科教授会は、その構成員の一部の者をもって構成する専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は千葉看護学研究科教授会で審議すべき事項の中で、必要と認められた事項を取り扱うものとする。

(事務)

第6条 千葉看護学研究科教授会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(規程の改訂)

第7条 この規程の改訂は、大学経営会議において決定する。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。